

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 入会申込等取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第8条の規定に基づく入会の申し込みについて、具体的な取扱方法を定めることを目的とする。

(正会員の入会申込手続き)

第2条 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済有料老人ホーム、又は高齢者の居住安定確保に関する法律に基づき地方公共団体に登録したサービス付き高齢者向け住宅（以下「ホーム」という。）の事業主体が正会員として入会しようとする場合、入会申込書に以下の各号に掲げる添付書類を添えて本協会へ申し込むものとし、この際、少なくとも1ホームについては登録を申し込むものとする。

(1) 法人定款（写し）

(2) 法人登記事項証明書（〃）

(3) 役員経歴書

(4) 法人の財務諸表（直近1期分の損益計算書及び貸借対照表）

(5) 有料老人ホーム設置届受理書（サービス付き高齢者向け住宅の場合は住宅登録通知書）
（写し）

(6) 入居契約関係書類（サービス付き高齢者向け住宅の場合はサービス契約書を含む）

(7) その他、本協会が必要と認める書類

2 事業主体が個人の場合は、前項までに掲げる資料の一部について、本協会が認める範囲において、申込書類の一部を省略し、又は代替文書の提出を求める場合がある。

3 入会を希望するものが協同設置者である場合には、地方自治体に設置届を提出したすべての事業者が入会の申し込みを行うものとする。

(開設前会員の入会申込手続き)

第3条 開設前の有料老人ホームの事業主体が入会しようとする場合、入会申込書に前条第1項各号に掲げる書類を添えて本協会へ申し込むものとし、この際、1か所以上のホームについて登録を申し込むものとする。

2 前項の場合において、入会申し込み時点で、地方公共団体が有料老人ホーム設置届を未受理の場合は、事前協議が継続中又は終了済みであることが確認できる文書も申込書類に添えるものとする。

3 入会を希望するものが協同設置者である場合には、地方自治体に設置届を提出したすべての事業者が入会の申し込みを行うものとする。

(準会員の入会申込手続き)

第4条 本協会定款第2条第3号に定める各種高齢者住まい事業の事業主体が準会員として入会しようとする場合、入会申込書に第2条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて本協会へ申し込むものとする。

(賛同会員の申込手続き)

第5条 賛同会員として入会しようとする法人又は団体は、入会申込書に以下の各号に掲げる申込書類を添えて本協会へ入会を申し込むものとする。

(1) 法人登記事項証明書

(2) 法人事業概要書

(3) その他、本協会が必要と認める書類

(申込書類の確認)

第6条 理事会は、第2条から第5条までの入会申込書類の確認を、本協会事務局に行わせることができる。

2 本協会事務局は、前項の申込書類の確認を行い、その結果を理事会に報告する。

(定款等の遵守)

第7条 正会員及び開設前会員になろうとするものは、入会にあたって、本協会の定款、規程及び理事会の決定等を遵守することを誓約するものとする。

(理事会の承認)

第8条 理事会は、申込者の提出した入会申込書及び添付書類に不備がなく、申込者が第7条の定めに従って誓約をした場合には、入会を承認する。ただし、入会しようとする事業主体（法人の役員を含む。）が会員規程第5条各号に定める事項のいずれかに該当する場合は承認しない。事業主体が変更される場合も同様とする。

2 理事会は、開設前会員が本協会へ登録したホームを開設した場合、ホームの開設日（複数登録ホームがある場合には、そのうち最も早い開設日）以後、直近の理事会において、正会員として承認する。

3 本協会は、正会員として承認後、当該会員に対し会員証を交付する。

(正会員又は開設前会員の登録ホーム追加)

第9条 新たにホームを登録しようとする正会員又は開設前会員の登録ホーム追加の手続きは、第2条、第3条、第6条、第7条、及び第8条の規定を準用するものとする。

2 前項の場合、本協会が認める範囲において、申込書類の一部を省略することができる。

(入居者生活保証制度加入審査)

第10条 入居者生活保証制度の加入審査については、別に定める入居者生活保証制度加入審査等規程によるものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 本規程の改正は、平成25年4月18日から施行する。

3 本規程の改正は、平成26年5月29日から施行する。

4 本規程の改正は、平成27年8月6日から施行する。

5 本規程の改正は、平成29年5月18日から施行する。

6 本規程の改正は、平成30年2月15日から施行する。

7 本規程の改正は、平成30年8月2日から施行する。

8 本規程の改正は、2020年8月20日から施行する。